

# 第5章 公益信託制度について

## 第1節

### 公益信託制度の概要

5  
章

#### 1. 公益信託の定義

公益信託とは、委託者が祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度である（信託法〔大正11年法律第62号〕第1条及び第66条（以下本節において、特に記載のないものは信託法の条項を指す。））。

#### 2. 公益信託の特色

公益信託とは、上記のとおり、一定の公益目的のためにされる信託であるが、その公益目的として規定上例示されている内容は公益法人と同じであり、また、その実際の社会的機能も公益法人、特に財団法人と類似している。

しかし、公益法人においては、法人という新たな法主体を創設し、これが公益目的のために自律的活動を行うものであるのに対し、公益信託においては、拠出された財産（信託財産）が既存の法主体である受託者に名義上帰属し、設定された公益目的のため受託者の固有財産とは別に管理、運用されていくものであって、両者の法律的構造は異なる。

また、公益法人においては、永続的又は相当長期間にわたってその存続が予定されているのに対し、公益信託においては、信託の制度上、比較的短期間のものであっても差し支えないなど、より弾力的な運用が可能である。

#### 3. 公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり（第1条及び第2条）、これについて受託者が主務官庁の許可を受けることによって成立する（第68条）。

公益信託は、主務官庁の監督に属し（第67条）、受託者は信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理又は処分して公益事業を営む。信託財産は受託者に移転されるが、受託者の固有財産とは区別される（第15条から第18条まで及び第28条）。

受託者は、その事務処理について善管注意義務（第20条）等を負い、信託義務違反に対しては損失てん補をしなければならない（第27条及び第29条）。

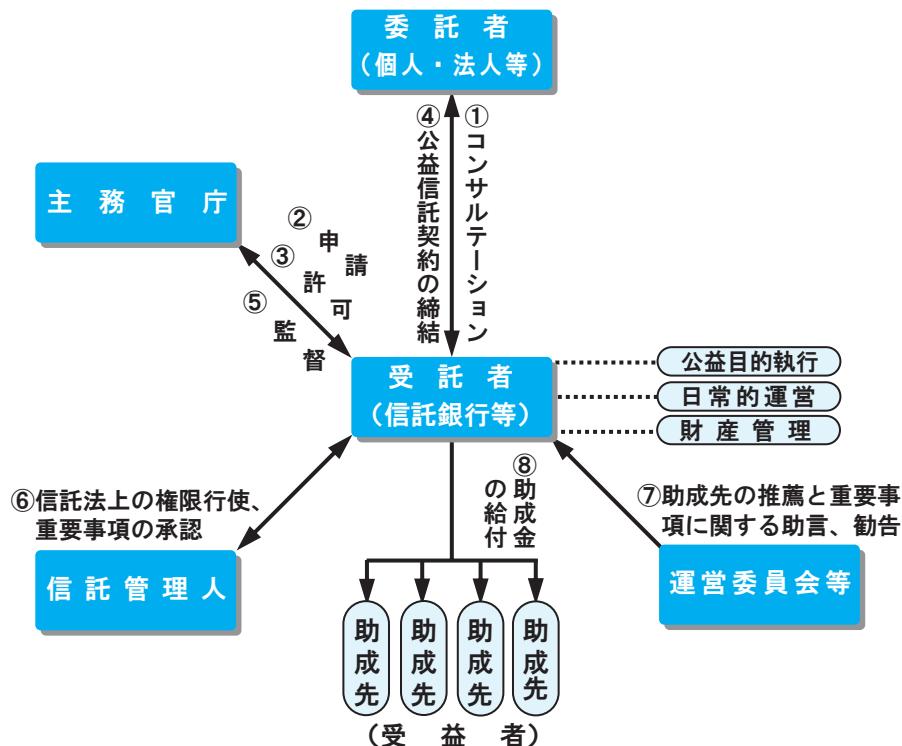
#### 4. 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための現行の統一的基準としては、平成6年9月13日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」〔資料28〕があり、所管官庁においては、この基準にのっとった指導監督等が行われている。

## 5. 公益信託の運営

公益信託の一般的な運営を示したもののが、図 5-1-1 である。これを基に説明すると、おおむね以下のとおりである。

図 5-1-1 公益信託の運営



【出典】(社)信託協会「公益信託—その制度のあらましー」

- ① 委託者（個人・法人等）と受託者（信託銀行等）との間で、公益目的の具体的な選定、その目的達成のための方法、公益信託契約書の内容等について打合せを行う。
- ② 受託者は、公益信託の引受けの許可につき、主務官庁に申請する。
- ③ 主務官庁は、これを審査の上、許可する。
- ④ 許可を受けた後、委託者と受託者との間で、「公益信託契約」を締結する。
- ⑤ 主務官庁は、財団法人に対するものと同様の監督のほか、公益信託の事務処理につき、検査等を行うことができる。
- ⑥ 信託管理人は、不特定多数の受益者のいわば代表者として、受託者の職務のうち重要な事項について承認を与える。
- ⑦ 運営委員会等は、公益目的の円滑な遂行のため、受託者の諮問により、助成先の推薦及び公益信託の事業の遂行について助言・勧告を行う。
- ⑧ 受託者は、運営委員会等の助言・勧告に基づき、その公益信託の目的に沿った助成先への助成金の給付を行う。

なお、上記以外にも、受託者は次のような信託事務を行う。

- 事業計画・収支予算の作成
- 助成金給付のための基礎資料の収集・管理

- 助成金給付先の募集、受付及び選考
- 信託管理人・運営委員会に関する事務
- 主務官庁への諸届事務
- 信託事務及び財産状況の公告
- 委託者への報告
- パンフレット・年次報告書の作成
- 授賞式等の挙行に係る事務

## 6. 公益信託の税制

公益信託に財産を拠出した場合の税制としては以下のものがある。

法人が特定公益信託<sup>(注1)</sup>の信託財産とするために支出した金銭は寄付金とみなされる(法人税法第37条第6項)。

さらに、認定特定公益信託<sup>(注2)</sup>の信託財産とするために支出した金銭は、特定公益増進法人に対する寄付金と同様に、寄付金控除等の優遇措置の対象とされる(所得税法第78条第3項又は法人税法第37条第6項)。

## 第2節 公益信託の現況等

### 1. 信託数及び信託財産

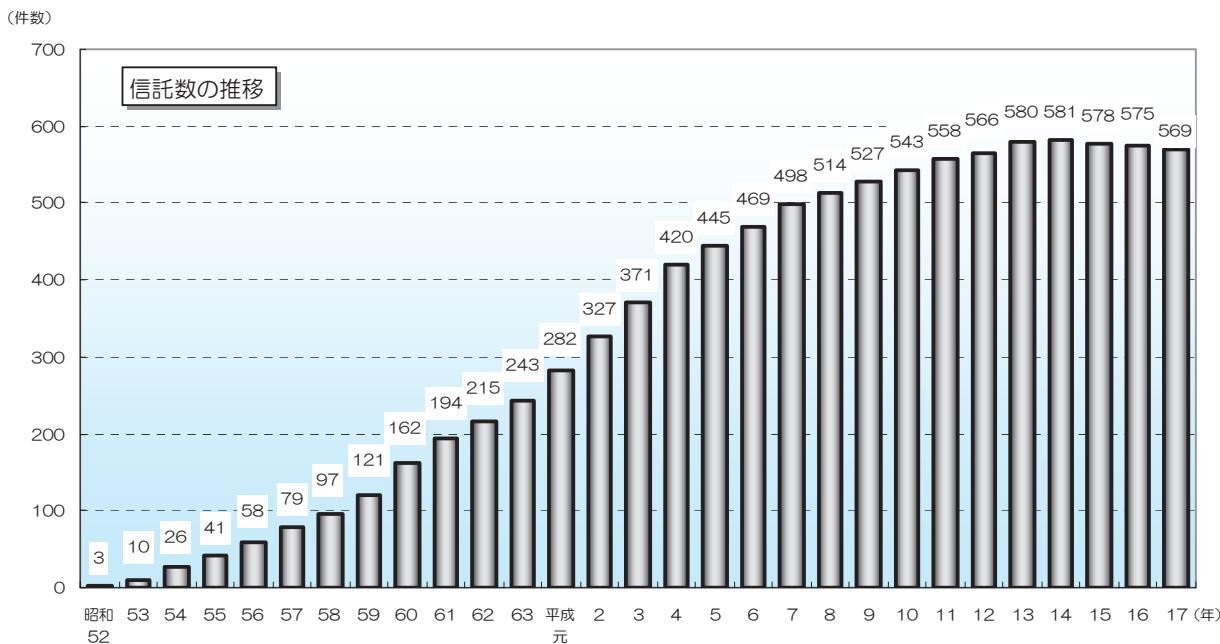
公益信託は、信託法が制定された当初から長い間利用されていなかったが、昭和52年5月に初めて利用されて以来、昨今の公益活動に対する一般の関心の高まりやニーズの拡大・多様化によって、厳しい経済情勢にもかかわらず信託数は伸び続けてきた。

平成17年10月1日現在の信託数は569件で昨年より6件減少し、信託財産は昨年より約17億円減少の約697億円となっている(図表5-2-1)。また、平成16年10月2日から17年10月1日までの1年間における新規信託数は6件、当該信託財産は約16億円となっている。

(注1) 特定公益信託とは、公益信託のうち、信託終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと等一定の事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託銀行等であることという要件を満たすことにつき、主務大臣の証明を受けたものをいう。

(注2) 認定特定公益信託とは、特定公益信託のうち、その信託の目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等一定のものであり、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることについて主務大臣の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から5年を経過していないものをいう。

図表5－2－1 信託財産規模別信託数



所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産合計金額(千円)	信託財産平均金額(千円)
		1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上		
国所管	188	25	63	38	53	9	31,445,621	167,264
都道府県所管	381	53	175	84	56	13	38,191,934	100,241
合計	569	78	238	122	109	22	69,637,555	122,386
	比率(%)	13.7	41.8	21.4	19.2	3.9		

## 2. 信託目的別信託数

公益信託の信託目的別の信託数を示したものが、図表5-2-2であり、奨学金支給、教育振興、国際協力・国際交流促進が上位を占めている。また、個々の信託目的における国所管、都道府県所管の占める割合を見てみると、国際協力・国際交流促進、人文科学研究助成、自然科学研究助成については国所管の割合が高く、奨学金支給、教育振興、都市環境の整備・保全等については都道府県所管の割合が高くなっている。

なお、それぞれの信託目的の内容は、次のとおりである。

### ① 奨学金支給

小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学又は大学院等の生徒又は学生に対する奨学金の支給又は貸与を目的とするもの

### ② 自然科学研究助成

自然科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの

### ③ 人文科学研究助成

人文科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの

### ④ 教育振興

学校教育、障害者教育又は社会教育の振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

### ⑤ 社会福祉

社会福祉活動に対する助成を目的とするもの

### ⑥ 芸術・文化振興

芸術・文化振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑦ 文化財の保存活用

文化財の保全及び活用に関する活動に対する助成を目的とするもの

⑧ 動植物の保護繁殖

動植物の保護繁殖に関する活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑨ 自然環境の保全

自然環境等の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑩ 緑化推進

国土の緑化活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑪ 都市環境の整備・保全

都市環境の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

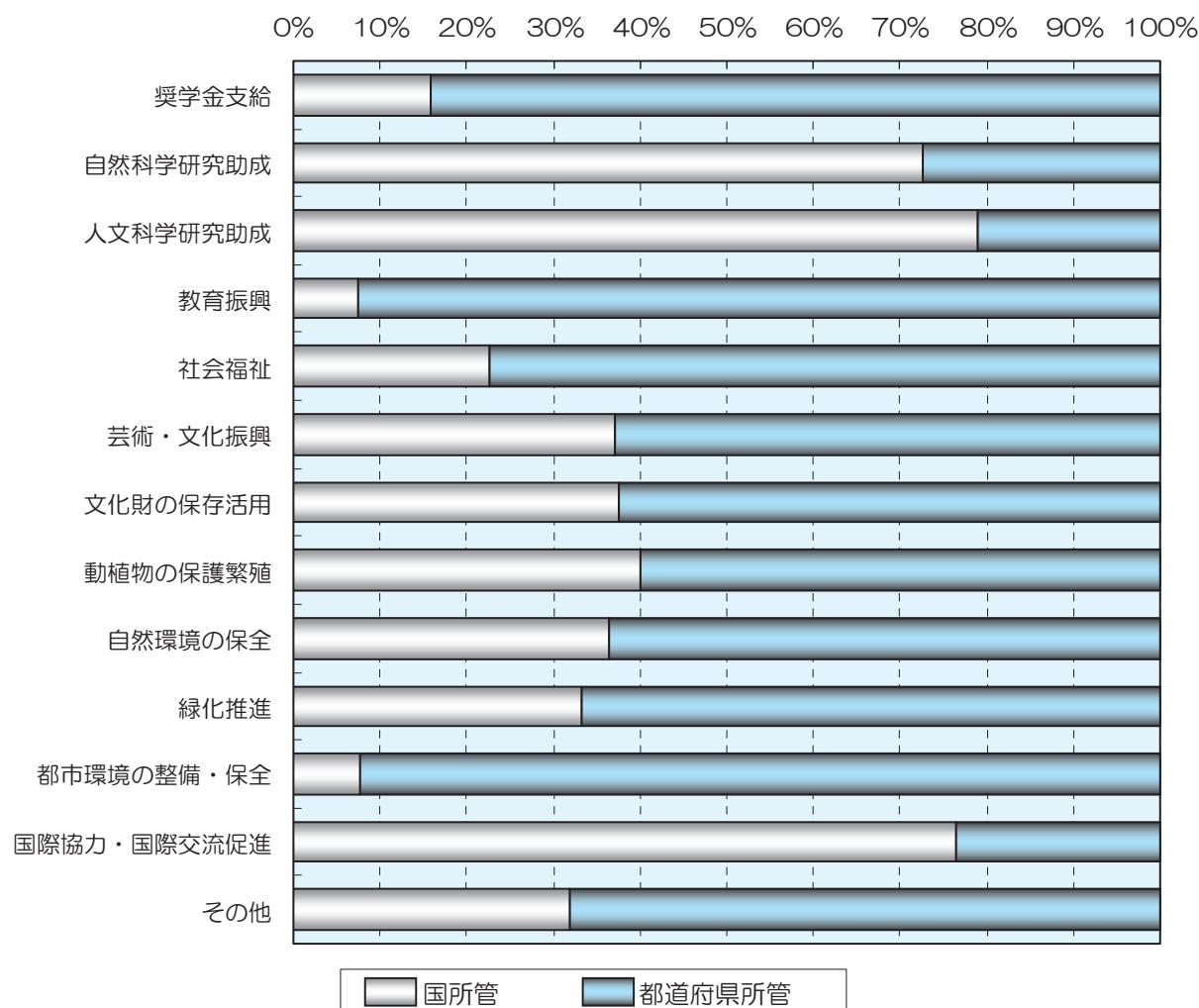
⑫ 國際協力・國際交流促進

海外の経済又は技術協力の推進活動に対する助成、教育、学術、文化等の国際交流活動に対する助成を目的とするもの

⑬ その他

上記以外を信託目的とするもの

図表5－2－2 信託目的別信託数



信託目的	合計	割合(%)		国所管	都道府県所管	
			割合(%)			割合(%)
奨学金支給	195	27.7		31	12.9	164
自然科学研究助成	77	10.9		56	23.3	21
人文科学研究助成	19	2.7		15	6.3	4
教育振興	94	13.4		7	2.9	87
社会福祉	62	8.8		14	5.8	48
芸術・文化振興	54	7.7		20	8.3	34
文化財の保存活用	8	1.1		3	1.3	5
動植物の保護繁殖	5	0.7		2	0.8	3
自然環境の保全	33	4.7		12	5.0	21
緑化推進	3	0.4		1	0.4	2
都市環境の整備・保全	26	3.7		2	0.8	24
国際協力・国際交流促進	81	11.5		62	25.8	19
その他の	47	6.7		15	6.3	32
合計	704	100.0		240	100.0	464
						100.0

(注) 1 複数の信託目的を有する信託がある。

2 割合は、延べ信託数に対する百分率である。

### 3. 主務官庁別信託数

公益信託の主務官庁別の信託数を示したものが、表 5-2-3 である。

表5－2－3 主務官庁（府省）別信託数

	本省庁	地方支分部局	都道府県知事部局	都道府県教育委員会	合計	割合 (%)
内閣府	0	—	14	—	14	2.4
警察庁	1	—	1	—	2	0.3
防衛庁	0	—	0	—	0	0.0
金融庁	0	0	0	—	0	0.0
総務省	20	0	14	—	34	5.7
法務省	2	—	0	—	2	0.3
外務省	17	—	0	—	17	2.9
財務省	0	0	0	—	0	0.0
文部科学省	88	—	1	270	359	60.4
厚生労働省	32	0	41	—	73	12.3
農林水産省	7	—	4	—	11	1.9
経済産業省	21	—	2	—	23	3.9
国土交通省	7	0	25	—	32	5.4
環境省	14	1	12	—	27	4.5
省庁別合計	209	1	114	270	594	100.0

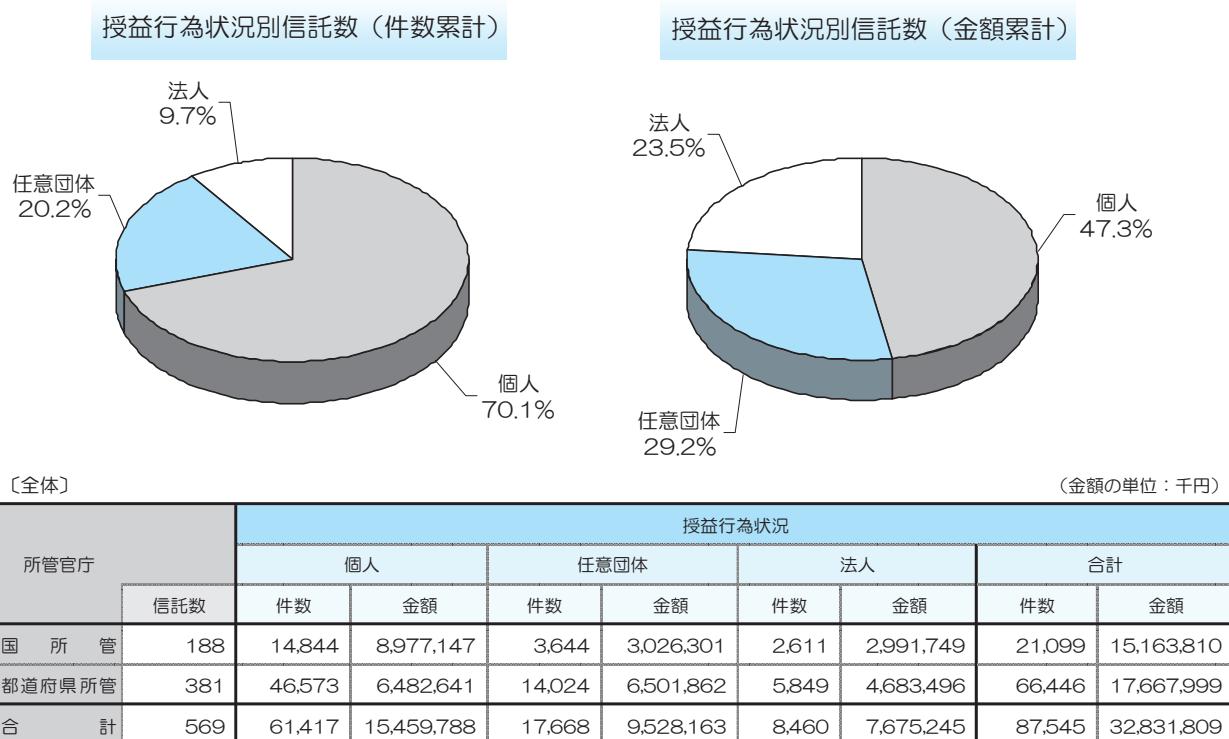
(注) 合計は延べ数

### 4. 授益行為の状況

授益行為（助成金等の支給、物品の配布といった資金又は物品の給付を指す。）の状況を示したもののが、図表 5-2-4 である。これによると、個人を対象としているものが、全体件数 87,545 件のうち 61,417 件 (70.1%)、合計金額 328 億円のうち 155 億円 (47.3%) となっており、件数及び金額

ともに最多となっていることが分かる。

図表5－2－4 授益行為状況別信託数（累計）



## 5. 信託法の改正

平成18年3月13日、「信託法案」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が国会に提出された。この法律案によれば、旧来信託法の中に置かれていた公益信託に関する規定は、「公益信託ニ関スル法律」として独立し、実質的にそのまま存続することとなっていたが、同法案は審議未了により継続審議扱いとなった。

今般の信託法改正に係る上記法律案では、公益信託と類似の機能を有する公益法人に関し現在行われている制度改革の動向を見極める必要があることから、公益信託制度について実質的な見直しが行われていないが、平成18年5月26日の公益法人制度改革関連3法の成立(同年6月2日公布)を受け、信託と法人の差違を適切に考慮した上で、今後法務省及び関係府省において改正後の公益法人制度の内容と整合性の取れた公益信託制度を速やかに検討し、所要の法律改正を行う予定である。この改正の時期については、信託法改正に係る法律案の成立後、公益法人制度改革の関係政省令の整備状況を勘案しつつ、来年以降の可能な限り早い時期に行うこととされている。

## 6. 今後の展望

公益信託は、前節において述べたように、公益法人、特に財団法人と類似した制度であるが、財団法人と異なり、

- ① 法人設立の登記、事務所の設置、役職員の確保等、財団法人の設立の場合に必要とされる諸手続き等の必要がなく、比較的設定の手続き等が容易であること、
- ② 財団法人においては、基本財産を基に、永続的又は相当長期にわたって事業活動を継続させるため、設立時に比較的多くの資金が必要とされるが、公益信託の場合には、信託財産の取り崩し

や短期の配分費消も可能であり、比較的少ない資金によっても設定が可能であること、  
③ 財団法人においては、公益目的の活動に当たり、役職員、事務所等の法人の組織体制の維持のための経費を要するが、公益信託の場合には、これらのコストがなく比較的資金を効率的に活用できること、

等の諸特徴が認められる。

こうした公益信託の特徴等によって、上記1で述べたように、厳しい経済情勢にもかかわらず、信託数はすう勢的に伸び続けてきたものと考えられる。

公益信託は、今後、個人のレベルにおいて比較的容易に公益活動への参加を実現することのできる一つの選択肢として、大きな可能性を有していると考えられる。

このため、今後とも、公益信託制度の国民への周知を図っていくとともに、その利用に当たって支障となる課題があればその解決を図りつつ、公益信託の普及を促していくことが求められる。



## 公益信託の多様な展開について

### ～公益信託の受託者の形態を中心に～

公益信託は、事務局等の設置を必要としないことから、公益助成という類似の機能を有する財団法人に比して、比較的低額の資金で設定でき、また、より効率的に公益事業を行うことが可能といわれている。

このようなことから、公益信託は、本文第5章第2節6で述べられているように、昨今の低金利等の厳しい経済社会情勢にもかかわらず、すう勢的に伸び続けてきたものと思われる。

他方、公益信託の全体を見た場合、信託の設定数は平成17年10月1日現在で569件、信託財産合計金額も約696億円と、財団法人などに比して極めて小規模なものとなっており、本格的な高齢化社会を迎え、また企業におけるCSR（企業の社会的責任）の考え方に基づく社会貢献活動の積極的推進や、地域社会等を基盤とした民間非営利公益活動の一層の広がりが見られる現在において、公益信託がその機能を十分に果たしているとは必ずしもいえない状況にある。

このように、公益信託が、その利便性の高さや社会的ニーズの存在に関わらず、期待されたほど活用が進んでいない理由としては、国民一般における公益信託の仕組みそのものの認知度が低いことや、設定許可の手続が煩雑・不透明な場合もあること、税制優遇の適用要件が厳格であること等、様々な要因が指摘されているが、特に小規模の公益信託の設定を行う場合、その成否に関わる問題の一つに、公益信託の受託者の要件の問題があると言われている。

#### 1 公益信託の受託者の現状

公益信託の受託者については、信託法（大正11年4月21日法律第62号）の規定が適用されるほか、「公益信託の引受け許可審査基準等について」（平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議決定）において、「受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であること」が要件とされている。

また、受託者が営業を目的として、つまり「営利の目的をもって」かつ「反復継続して」公益信託の受託を行う場合については、信託業法（平成16年12月3日法律第154号）に基づき免許等を受けた者であること等が必要とされている。

平成17年10月1日現在、569件ある公益信託のほとんどは信託銀行等の営利事業者を受託者としている一方、10件については、個人及び社会福祉法人が受託者となっている〔表1〕。

表1 公益信託の受託者の状況

(平成16年度末現在)

公益信託名	引受け許可年月日	助成分野	受託者	信託財産 (単位:千円)
軽井沢グアム学生交流基金	昭和52年10月4日	国際協力・国際交流促進	個人	22,500
小川忠孝老人福祉基金	昭和54年9月26日	社会福祉	静岡県共同募金会(社会福祉法人)	47,918
高橋保蔵記念福祉振興基金	昭和57年3月5日	社会福祉	中央共同募金会(社会福祉法人)	62,900
二度童子奥田基金	昭和58年11月15日	社会福祉	大阪府共同募金会(社会福祉法人)	17,890
グレイパワー前田基金	昭和59年3月31日	社会福祉	北海道共同募金会(社会福祉法人)	10,839
谷本康・昌平養護施設児童就学援助基金	昭和61年6月11日	社会福祉	北海道共同募金会(社会福祉法人)	19,648
高橋保蔵視覚障害者福祉基金	昭和61年12月18日	社会福祉	埼玉県共同募金会(社会福祉法人)	82,315
テレシャ・視覚障害者家庭児童教育援助基金	昭和62年1月26日	社会福祉	北海道共同募金会(社会福祉法人)	5,567
荒木身体障害者スポーツ基金	平成元年3月29日	社会福祉	北海道共同募金会(社会福祉法人)	9,571
近藤きよ子記念福祉基金	平成7年3月7日	社会福祉	大阪府共同募金会(社会福祉法人)	122,839

## 2 公益信託の受託者の役割

公益信託が我が国で最初に設定されたのは、大正11年の信託法制定から四半世紀を経た昭和52年のことであり、これ以降公益信託の設定件数が急増した背景には、財産管理に長じ、一定の社会的信用を有する信託銀行等が公益信託の受託者を務めてきたことが大きく寄与したという事情があると言われている。

他方で、公益的活動が専門化・複雑化していく中で、実際の各分野ごとの奨学金支給、研究助成、事業助成等の公益助成活動の実施においては、信託銀行等に必ずしも十分な活動の実施能力が備わっているとは限らない場合もあり、このような際に、公益助成活動の実施部分について、受託者である信託銀行等が公益助成活動に係る部分について、当該活動に関し専門的な知見・経験を有する公益法人等に業務委託を行っている事例も存在する〔図「A 信託銀行が受託者の場合」参照〕。

さらに、公益信託の財産規模は、信託財産額1億円未満のものが全体の4分の3以上を占めるなど、財団法人に比して小規模なものが多いことから〔表2〕、信託銀行等の営利事業者に委託した場合、現下の低金利の資産運用情勢では、資産運用等収入から信託報酬を含めた運営に係る実費を差し引いてしまうと、事実上公益助成原資がなくなってしまう、あるいは逆に公益助成活動を実施しようとすれば、受託者に信託報酬等を支払うことが困難になるため、公益信託を設定することが困難となる事例が生じていると言われている。

表2 公益信託と財団法人の財産規模別比較

(平成17年10月1日現在)

財産規模	公益信託 (信託財産)	財団法人 (基本財産)
1千万円未満	13.7%	18.2%
1千万円以上 5千万円未満	41.8%	26.8%
5千万円以上 1億円未満	21.4%	11.4%
1億円以上 5億円未満	19.2%	27.6%
5億円以上	3.9%	15.9%

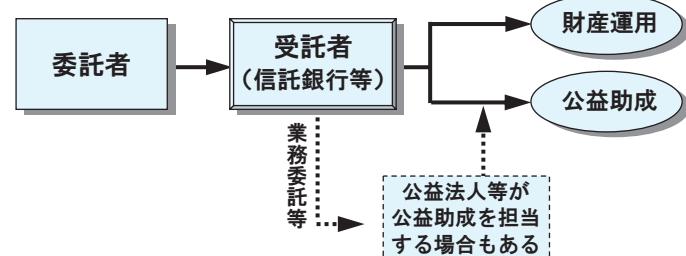
この点について、上記1で見た10件の事例を見た場合、いずれも受託者が、資産運用を含む財産管理については、顧客として銀行等の金融機関の金融商品を利用（預貯金、債権購入等）する一方、公益助成活動の専門家として、信託報酬を受けずに当該活動を実施することで、効果的かつ効率的な公益助成活動を行うことが可能となっていると考えられる〔図「B 信託銀行以外の者が受託者の場合」参照〕。

## 3 今後の公益信託の発展に向けて

公益信託のさらなる発展を図るためにには、公益助成活動の実施を安全・確実に「信じて託す」とができるという公益信託の本旨を保持しつつ、今後とも一般的な認知度の向上や使い勝手のよい制度の設計・運用を行っていくことが必要である。この意味で、公益信託の受託者についても、例えば、営利事業者が採算上引き受け困難な場合や特定の公益活動に関する専門性を有する者の知見を活用したいというニーズがある場合、信託銀行等以外にも、公益法人等が受託者となることを法令の範囲内で積極的に認めていくなど、各主務官庁において、民間公益活動の実情を踏まえつつ、本制度の円滑な活用に資するよう適切な取扱いが行われることが期待されるところである。

図 公益信託の委託者ー受託者の関係

A 信託銀行等が受託者の場合



B 信託銀行等以外の者が受託者の場合

